

2024年9月

お客さまへ

株式会社山陰合同銀行

【重要】「口座の売買」や「口座を利用する副業・アルバイト」にご注意ください。

「簡単に収入が得られる」といった「誘い文句」で、副業やアルバイトを持ち掛けられ、知らない間に犯罪に加担してしまう事案が多数発生しています。

こうした怪しい誘いには必ず裏があります。ご自身が犯罪者にならないために、絶対に誘いに乗らないでください。

口座の売買・譲渡・レンタルや、副業・アルバイトによる口座の不正利用が認められた場合、当行は、通知なく口座の利用を制限させていただきます。

ご理解いただきますよう、何卒よろしく申し上げます。

<お客さまへのお願い>

- 口座の売買・譲渡・レンタルは犯罪であり、売る側・買う側ともに罪に問われます。
「簡単に収入が得られる」といった怪しい「誘い文句」には**畏**があると考え、決して口座の売買・譲渡・レンタルや口座を利用する副業・アルバイトには応じないでください。
- 他人の指示に従って自分の口座を利用させただけでも、詐欺事件などの犯罪者として逮捕されたり、被害者の方から損害賠償を求められる可能性があります。絶対におやめください。

【ご相談窓口】

リスク統括部

マネー・ローンダリング対策グループ

電話番号：0852-55-1639

受付時間：午前9時～午後5時

(ただし、銀行休業日は除きます)

以上